

別記様式
(第一面)

産業安全専門官証票 労働衛生						
第	号	令和	年	月	日	交付
産業安全専門官 労働衛生	氏				名	
	労働省労働基準局印					

(第二面)

写 真	刻 印	年	月	日生
------------	-----	---	---	----

(第三面)

労働安全衛生法(抄)

(目的)

第1条 この法律は、労働基準法(昭和22年法律第49号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官)

第93条 労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第37条第1項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

(第四面)

3 労働衛生専門官は、第56条第1項の許可、第57条の4第4項の規定による勧告、第57条の5第1項の規定による指示、第65条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前3項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、労働省令で定める。

(産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限)

第94条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第2項又は第3項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第五面)

(参考)

(労働基準監督官の権限)

第91条 (第1項及び第2項 略)

- 3 前2項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考

- 1 第1面においては、産業安全専門官証票にあつては「労働衛生」を、労働衛生専門官証票にあつては「産業安全」を抹消すること。
- 2 この様式は、縦7.0センチメートル、横11.0センチメートルとすること。
- 3 刻印については、中央産業安全(労働衛生)専門官にあつては労働省労働基準局印、地方産業安全(労働衛生)専門官にあつては都道府県労働局印を押すものとする。